

平成30年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成30年4月25日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室

開 会 平成30年4月25日(水) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 浅井 尊弘 4番 八木 一広

5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政 10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信 猪子 勝三 堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 川村 順二、石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第1号 農地法3条の規定による許可申請 1件

議案第2号 農地法5条の規定による許可申請 2件

(2) 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 13件

2 その他

会

長 こんにちは。

満開だった桜も散り、陽気もよくなってきましたが、まだまだ朝夕の気温差があります。委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、平成30年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は14名で定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は14番 櫻井 重利委員と1番 伊藤 正敏委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第1号】

・農地法3条の規定による許可申請……………1件

【議案第2号】

・農地法5条の規定による許可申請……………2件

(2) 報告案件について

【報告第1号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出……………3件

【報告第2号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出……………13件

それでは、【議案第1号】 農地法3条の規定による許可申請 1件を議題といたします。

11番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号11をご覧ください。

申請地は、寺野花園__番で登記、現況ともに田で面積は438㎡です。

譲渡人を_____様 と、譲受人を_____様 とする所有権

移転の申請です。

高齢により耕作ができなくなったため譲りたい_____様と経営基盤の安定化及び合理化を目指す_____様からの申請になります。

_____様は、軽トラック1台、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、従事日数は300日、経営面積は_____㎡、通作距離は平均1km、平均通作時間は5分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、浅井 尊弘委員ですが。

浅 井 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、【議案第2号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題といたします。

1番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ目、議案2号、番号1をご覧ください。

申請地は、春日新田_____、登記田、現況畑で面積は479㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。従業員駐車場増設のための農地転用です。

申請者は北名古屋九之坪寺領_____を本社とし、清須市春日新田_____を清須営業所として事業を行っています。また、昨年農地法の許可を得て春日新田_____の土地をトラック用の駐車場に転用しております。従業員13名は全て自家用車で通勤しており、トラック用の駐車場で乗り換えて営業に行くという体系を採っていましたが、社内でトラック用の駐車場内での乗り換えはあまり効率がよくないので従業員用とトラック用のスペースを分けたらどうか、という提案があり、新たに従業員用の駐車場を増設するという方向で意見が一致しました。

本申請地は、トラック用の駐車場の春日新田____の隣地であり、台数も確保できるため、このたび申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、第2種農地と判断でき、運用通知の オ- (イ) 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川 雄二委員
ですが。

石 川 委 員 問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

事務局 続きまして、(2) 2番、事務局に説明を求めます。

事務局 2ページ目、議案2号、番号2をご覧ください。

申請地は、春日長久寺____、登記、現況ともに田で面積は2筆合計で337㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。資材置場の設置のための農地転用です。

申請者は平成27年に設立し本店は一宮市ですが、元請会社が清須市内にあり、主な現場は清須市・北名古屋市北西部になっています。昨年9月に清須市春日地区にて資材置場を設置しましたが、取引業者が増えたため清須市内の受注が増加しており、残土・砕石置場の確保が急務になっていました。設置したい資材は残土50㎡、砕石55㎡程度であり、ダンプトラックに搬入スペース及び重機作業スペースが確保できる土地が必要となります。

土地の選定の際には、市街化区域内でなるべく住宅地でない土地を優先

的に探しましたが確保が難しく、そのため市街化調整区域ではありますが、申請者が希望する最適の規模である本申請地の申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋第二環状自動車道清洲東第2入口より概ね300mの区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1)エー(ア)ーaー(b)インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、櫻井 重利委員
ですが。

櫻 井 委 員 問題ありません

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第1号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 では、読み上げさせていただきます。

番号 49、西堀江油ノ池_____で登記田、現況宅地です。

堀 田 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 50、阿原八幡_____で登記、現況共に畑です。

八 木 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 1、助七二丁目_____で登記、現況共に田です。

浅 井 委 員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第2号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号155、上条二丁目_____で登記田、現況共雑種地です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号156、上条一丁目_____で登記、現況共に畑です。

石塚委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号157、西枇杷島町城並三丁目_____で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号158、助七二丁目_____で登記、現況共に田です。

浅井委員 特に問題ありません。

事務局 番号159、助七二丁目_____で登記田、現況雑種地です。

浅井委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号160、春日五反地_____で登記、現況共に田です。

石川委員 特に問題ありません。

事務局 番号161、土器野北中野_____で登記田、現況雑種地です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号1 廻間一丁目_____で登記畑、現況宅地です。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 番号 2、西市場三丁目_____で登記、現況共に田です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号 3、阿原神門_____で登記、現況共に田です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号 4、廻間一丁目_____で登記、現況共に田です。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 番号 5、西枇杷島町大黒_____で登記、現況共に田です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 6、西枇杷島町城並三丁目_____で登記、現況共に田です。

伊藤委員 水の確保も確認したので大丈夫です問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 ・保育園児のさつまいも収穫体験の話

会長 それでは、次回の開催について確認します。
平成 30 年 5 月 25 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館
3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で平成 30 年度第 1 回農業委員会を閉会します。
本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 30 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「____番地」、農地の地番は「____番」との表記で省略して記載しています。

